

## 「くまもと GIS クラブ」の会則

### (名称)

第1条 本会の名称を「くまもと GIS クラブ」とする。

### (事務所)

第2条 本会は事務所を設置しないが、会の運営拠点となる事務局を熊本大学工学部の位寄・本間研究室内に置く。

所在地 〒860-8555 熊本市黒髪 2-39-1

### (目的)

第3条 本会は、熊本県地域において、GIS（地理情報システム）の地域社会への普及・利活用に関する啓蒙や支援活動に取組み、まちづくりや福祉、安全の向上、ひいては地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 本会は、以下の活動を行う。

- 1．GIS 利活用情報に関するポータルサイトの運営
- 2．GIS 利活用に関する勉強会や交流会の実施
- 3．まちづくり等地域活動における GIS 利活用を支援する活動
- 4．国や自治体の GIS 普及推進事業への参加、協力活動
- 5．その他

### (会員)

第5条 本会は、会員（個人）と賛助会員（企業、団体）で構成される。

（1）会員 本会の趣旨に賛同し、会費を納めた個人

（2）賛助会員 本会の趣旨に賛同し、1口以上の賛助会費を納めた企業、団体

### (会費)

第6条 年会費は以下のように定める。

正会員は1千円とし、賛助会員の年会費は一口1万円（一口単位）とする。

### (役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

（1）会長 1人

（2）事務局長 1人

（3）会計 1人

（4）監事 1人

### (選任)

第8条 役員は運営会議において選任する。役員任期は1年とするが、再任を妨げない。

### (運営)

第9条 本会の運営は事務局会議と運営会議で行う。事務局員は運営会議で選任する。

(1) 事務局会議

- ・通常の活動計画等
- ・予算、会員管理

(2) 運営会議（会員全員参加）

- ・活動報告及び収支決算
- ・活動計画
- ・役員の選任又は解任
- ・会則の改正

第10条 定例の運営会議は毎年1回とするが、必要に応じて適宜開催する。

第11条 本会の会計年度は、4月～翌年3月の1年間とする

第12条 本会則は平成17年4月20日より発効する

(付則)

平成17年度の役員を以下のように選任する

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 位寄 和久 |
| (2) 事務局長 | 本間 里見 |
| (3) 会計   | 境 長一郎 |
| (4) 監事   | 山城 裕慈 |